

里帰り出産等により

長野県外で妊婦健診等を受ける予定の皆さんへ

今回の妊娠でお渡しした妊婦健診、産婦健診の受診券及び1カ月児健診の受診券は、長野県内の医療機関でのみ使える受診券ですので、他県では使用することができません。他県で受診した場合、いったん自費で受けて頂いた後、健診料金を町が負担（上限あり）しますので下記の通り役場民生課へ申請してください。

1 対象者（下記の項目すべてに該当する方が対象となります）

① 母子手帳をお持ちの方

② 阿南町内に住所を有する方

（転出された場合は、阿南町で交付した受診券は使えません。転出先でご相談ください。）

③ 税金等を滞納していない方及び世帯

2 補助の対象

妊婦健診、産婦健診、乳児（1カ月児）健診

3 申請受付期限

申請する健康診査の受診日から 6ヶ月以内



4 受診～補助金交付までの流れ

（1）県外の医療機関にて妊婦健診、産婦健診及び1カ月児健診を受診

受診した医療機関では、健診の費用を全額負担してください。その時発行された領収書と明細書（受けた健診の種類と内容が分かるもの）を保管しておいてください。

※阿南町が交付した妊婦一般健康診査受診票・乳児一般健康診査受診票は県外の医療機関では使えませんが、申請に必要となりますので、捨てずに保管しておいてください。

※阿南町が交付した産婦健康診査受診票は、申請時に必要となりますのでご自身で両面の太枠内を記入後、医療機関で網掛け部分（表面「医療機関記入欄」・裏面「結果」等を記入してもらい、持ち帰ってください。

★裏面もご覧ください★

(2) 申請手続き

以下の ア ～ オ をご用意いただき、役場民生課健康支援係窓口にお越しください。

ア 妊婦健康診査支援事業補助金交付申請書

(阿南町ホームページからダウンロード可能。役場民生課窓口にもあります)

振込先口座の記載、押印が必要です。来庁されて申請書を記入する場合、**振込先口座通帳、印鑑**をお持ちください。

イ 明細書 (受けた健診の種類と内容が分かるもの)

ウ 領収書

エ 母子手帳

持参できない場合は母子手帳の妊婦氏名が確認できるページ、妊娠の経過のページ (分娩予定日・診察月日・週数記載)、出産の状態、経過のコピーをお持ちください。

オ 県外で受診した健康診査の補助券

- ・妊婦一般健康診査受診票 (未記入のもの)
- ・乳児一般健康診査受診票 (未記入のもの)
- ・産婦健康診査受診票 (受診結果が記載されているもの) または 診査必須項目 (問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問審査必須項目 (EPDS)) の記載のある書類

(3) 補助金等交付決定通知書の送付・補助金の振込

申請後、審査し適当と認められた場合は、補助金等交付決定通知書を送付します。後日指定された口座へ補助金を振り込みます。

5 注意事項

補助金の額は、実際にかかった費用が対象となります。ただし、それぞれの受診票に該当する検査項目が補助の対象です。検査項目の詳細は、母子手帳交付時に一緒にお渡しした「妊婦健康診査受診票について」をご覧ください。また、受診票の金額 (単価) が上限となります。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先：阿南町役場 民生課 健康支援係 TEL22-4051